平成27年4月スタート
市営浄化槽事業

問い合わせ
下水道政策課
☎239-1038
FAX239-1037

市民の皆さんが衛生的で快適な生活を営むとともに、川や海をきれいにするため、平成27年４月から市が合併処理浄化槽の設置と維持管理を行う「市営浄化槽事業」が始まります。

対象区域・施設、 新設と帰属

対象区域

下水道計画区域および農業集落排水処理施設などの集合処理区域を除いた区域

対象施設

建売住宅を含む専用住宅、共同住宅、併用住宅、集会所、店舗、事業所、学校、病院などで、浄化槽で受け入れ可能な排水を排出し、100人槽以下の合併処理浄化槽を設置する建物

新設と帰属

新設…市が新たに合併処理浄化槽の本体設置工事を実施し、維持管理を行います。
帰属…既に設置された合併処理浄化槽を市に無償譲渡し、市が維持管理を行います。

新設・帰属後の維持管理費の負担

市負担分

- 保守点検・清掃・法定検査に係る費用
- 薬品の補充・消耗品の交換などに係る費用
- 不具合・劣化などによる修繕費用

申請者負担分

- ブロワ(送風機)に係る電気料金
- 保守点検・清掃時に使用する水道料金
- 使用者に起因する修繕・移設・撤去費用

分担金の納付

合併処理浄化槽の設置の際に人槽区分に応じて１回のみ分担金を納付していただきます。11人槽以上の場合の分担金の額については、お問い合わせください。

人槽区分	分担金の額	家屋の延床面積
5人槽	102,000 円	130 ㎡以下
7人槽	113,000 円	130 ㎡超
10 人槽	138,000 円	2世帯住宅等

市営浄化槽の使用料

基本使用料	648円(月額)
従量使用料(消費税含む)	1～10㎥ → 5.4円／㎥ 11～30㎥ → 124.2円／㎥ 31～50㎥ → 156.6円／㎥ 51～100㎥ → 189.0円／㎥ 101～500㎥ → 232.2円／㎥

使用料の計算例（1カ月当たり20㎥を使用した場合）

基本使用料　648 円 (A)
従量使用料
1～ 10 ㎥ …… 10 ㎥ ×5.4 円＝54 円 (B)
11～ 30 ㎥ … 10 ㎥ ×124.2 円＝1,242 円 (C)
(A) ＋ (B) ＋ (C) ＝1，944円

※井戸水を使用している場合は、認定水量(１人当たり８㎥／月)で計算します。
※使用料の納付は、原則毎月口座振替となります。（地域によっては隔月納付になります）